

# 兵庫県学校図書館協議会会則

昭和34年6月4日制定	昭和43年5月31日改正	昭和58年5月24日改正	平成19年6月28日改正
昭和35年5月19日改正	昭和45年5月22日改正	昭和62年6月9日改正	平成25年6月20日改正
昭和36年5月19日改正	昭和46年5月24日改正	平成6年5月31日改正	平成29年6月23日改正
昭和38年5月14日改正	昭和51年5月25日改正	平成7年5月29日改正	
昭和39年5月19日改正	昭和54年5月28日改正	平成15年6月17日改正	

## 第1章 総則

第1条 本会は、兵庫県学校図書館協議会（略称兵庫県SLA）と称する。

第2条 本会は、学校図書館の発展振興を促進し、児童生徒の読書の振興を図り、もって、本県の学校教育の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学校図書館及び児童生徒の読書の振興のための活動の普及及び啓発
2. 学校図書館及び児童生徒の読書に関する調査研究
3. 学校図書館及び児童生徒の読書に関する研究成果の刊行普及
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

第4条 本会の会員は兵庫県小学校学校図書館研究会、兵庫県中学校学校図書館研究会および兵庫県高等学校学校図書館研究会に所属する学校とする。

第5条 本会に支部および支部の連合組織として、神戸、阪神、丹波、播磨東、播磨西、但馬、淡路、私学の8地区をおく。その規約は別に定める。

## 第3章 役員

第6条 本会に次の役員をおく、その任務は次のとおりとする。

1. 会長 1名 本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長 2名 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職を代行する。
3. 監査 3名 事業および会計を監査する。
4. 理事 若干名 会務の重要事項を審議する。
5. 評議員 若干名 総会において、次の事項の議決に参加する。

- (1) 予算、決算
- (2) 事業計画
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改正

第7条 役員を選出は次のとおりとする。

1. 会長、副会長および監査は総会で選出する。
2. 理事は各地区から選出された者並びに教育委員会関係者等から会長が委嘱した者とする。
3. 評議員は支部長および副支部長とする。

第8条 本会に顧問および参与をおくことができる。顧問および参与は理事会の推薦にもとづいて会

長が委嘱し、本会運営の重要事項について相談する。

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠による役員任期は、残任期間とする。

## 第4章 事務局

第10条 本会に事務局をおく。事務局は、理事会の決定にもとづいて会務を執行する。

第11条 事務局に、次の部をおく。

1. 総務部
2. 研究部
3. 編集部
4. 会計部

第12条 事務局に、次の事務局員をおく。事務局員は会長が委嘱し、任期は1年とする。

1. 事務局長 1名
2. 事務局次長 2名
3. 部長 4名
4. 幹事 若干名

## 第5章 会議

第13条 本会の会議は総会、理事会および支部長会とする。

第14条 総会は全役員によって構成し、毎年1回開催する。

必要に応じて臨時総会を開くことができる。議事は出席者の過半数で決定する。

第15条 理事会は会長、副会長および理事をもって構成し、会長が必要と認めるときに開催する。

第16条 支部長会は会長、副会長および支部長をもって構成し、会長が必要と認めるときに開催する。

## 第6章 会計

第17条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってあてる。

第18条 本会の会費は年額1000円とし、毎年年度当初に支部長を通じて納入する。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 付則

第20条 本会の所在地は、事務局会計部担当の勤務地とする。

第21条 本会の設立年月日は昭和34年6月4日とする。

第22条 会計において、決済口座の代表者は事務局会計部の担当者とする。

第23条 本会則は平成29年6月23日より改正、実施する。